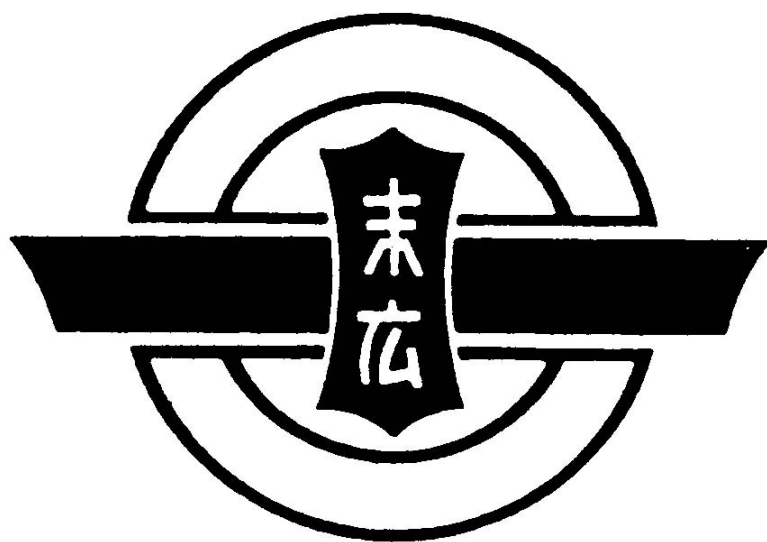


宝塚市立末広小学校
P T A 規約・規定集



保存版

この規約は、卒業されるまで大切に保管してください。

目 次

1 .PTA 規 約	2～ 10
2 .議 事 規 定	11～ 13
3 .選 出 規 定	14～ 17
4 .専 門 部 規 定	18～ 19
5 .す え ひ ろ ば 規 定	20
6 .会 計 規 定	21～ 23
7 .弔 慰 金 ・ 旅 費 及 び 諸 手 当 規 定	24～ 25
8 .表 彰 規 定	26
9 .救 済 規 定	27
10 .個 人 情 報 保 護 規 定	28

宝塚市立末広小学校 PTA 規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は宝塚市立末広小学校 PTA（以下「本会」という）と称する。

第2条（所在地）

本会は事務局を宝塚市立末広小学校（以下「本校」という）内に置く。

第3条（目的）

本会は、家庭と学校とが一体となって児童の健全な成長を目指し、会員相互の教養を高めると共に、親睦を図ることを目的とする。

第4条（方針）

本会は、前条の目的を達成するために下記の方針により活動する。

1. 本会は自主独立性を保ち、政治・宗教・営利に関与せず、また本来の事業以外の活動を目的とする団体には協力しない。
2. 同じ目的を持つ他団体と連携、協力し活動する。
3. 本会会員およびその家族に対する福利・文化・教育・安全・衛生に関する活動を行う。
4. その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第5条（本会の解散）

本会の解散は、会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

第2章 会 員

第6条（会員）

本会は、本校に在籍する児童の保護者と本校に在勤する教職員をもって構成する。

第7条（平等の原則）

何人も、いかなる場合においても、年齢・性別・人種・宗教・身分および政治信条等により差別されることなく、それぞれ平等の権利と義務を持つ。

第8条（権利）

会員は平等に次の権利を有する。

1. 本会の全ての活動に参加し、かつ本会の利益を受けること。
2. 本会の全ての問題に意見を述べ、かつ議決に参加すること。
3. 規定に従って、本部役員・各種委員を選出し、また選出され就任すること。

4. 正当な手続きを経ず懲戒処分を受けないこと。
5. 本会の活動について、報告を求め自由に批判し、本部役員・各種委員の違反行為の是正を求めること。
6. 自己の利益を守るため、また本会の利益を守るため、本会各種機関に意見を提出すること。

第9条（義務）

会員は次の義務を有する。

1. 本会の規約を守り、本会の正当な発展に協力すること。
2. 本部役員・各種委員に選ばれたとき、正当な理由なしに就任を拒まないこと。
3. 本会の決定・指示に協力し従うこと。
4. 正当な理由がある場合を除き、各機関の構成員として出席すること。
5. 会費を納入すること。
6. みだりに本会の機密を他に漏らさないこと。

第3章 機 関

第10条（機関の種類） 本

会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会

第1節 総 会

第11条（総会の性格と構成）

総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成し、次の事項を決めなければならない。

1. 活動方針の決定
2. 予算の決定および決算報告の承認
3. 上部団体への加入と脱退の決定
4. 規約の改廃
5. 規約に付随する諸規定の改廃
6. その他、重要な事項

第12条（総会の成立と議決）

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席人員の過半数で決める。可否同数のときは議長がこれを決める。ただし、委任状をもって出席者数に加えることができるが、委任状を評決に加えることはできない。

第13条（開催）

本会は、毎年年度当初に定期総会を開催する。総会は会長が召集し、少なくとも7日前にその日時・場所・議案を会員に通知しなければならない。また、次の場合には臨時総会を開催しなければならない。

1. 役員会、または運営委員会が必要と認め要求したとき。
2. 会員の5分の1以上が必要と認め要求したとき。

第14条（運営）

総会の運営は、別に定める議事規定による。

第2節 運営委員会

第15条（運営委員会の性格と構成）

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本部役員・学級委員・学校長・教頭、および愛護委員三役（必要時）とで構成し、次の事項を決めなければならない。

1. 総会の議決とこの規約並びに付属規定に基づき、具体的な実施方法を定める。
2. 役員会で必要と認めた事項の審議と議決。

第16条（開催）

運営委員会は、年6回程度の定例会を開催する。運営委員会は会長が召集する。また、次の場合には臨時運営委員会を開催しなければならない。

1. 役員会が必要と認め要求したとき。
2. 運営委員の3分の1以上が必要と認め要求したとき。

第17条（運営委員会の成立と議決）

運営委員会は運営委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席人員の過半数で決める。可否同数の場合は議長が決める。

第18条（議長）

議長は会長がつとめる。

第19条（運営委員の選出）

運営委員の選出は、別に定める選出規定による。

第3節 役員会

第20条（役員の性格と構成）

役員会は、会長・副会長・書記・会計および学校長・教頭とで構成し、規約に従って次の本会業務を執行する。

1. 総会・運営委員会の議決に基づき、全ての本会業務を執行する。
2. 目的達成に必要な一切の問題について、調査・研究を行う。
3. 緊急を要する場合で第11条に掲げる以外については、処理することができる。ただし、総会または運営委員会に報告し承認を得なければならない。
4. 役員会はその業務を執行するため、必要に応じて専門部を設けることができる。

第21条（開催）

役員会は、原則として年6回程度の定例会を開催する。役員会は会長が召集する。また、次の場合には臨時役員会を開催しなければならない。

1. 本部役員が必要と認め要求したとき。

第22条（役員会の成立と議決）

構成員の3分の2以上の出席により成立し、議決は合議制を原則とする。

第4章 専門部

第23条（専門部の種類）

本会の活動を円滑にするため次の各専門部を設置し、各専門部については別に定める専門部規定による。

1. 文化部
2. 人権部
3. 広報部
4. 保体部

第5章 本部役員

第24条（本部役員の種類）

本会は次の本部役員をおく。また、副会長・書記・会計を本部三役と称する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名
4. 会計 2名

第25条（本部役員の任務と権限）

本部役員の任務と権限は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、本会業務の執行・財産の管理等一切を総括し責任を負う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。
3. 書記は本会全般の庶務を担当し、議事録の作成管理を行う。
4. 会計は本会財産管理・会計事務を掌握し処理する。

第26条（本部役員の選出）

本部役員は、本校に在勤する教職員を除く会員より選出する。その細目については別に定める選出規定による。

第27条（本部役員の任期と解任）

本部役員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、再任に際しては本人の意思を尊重する。

任期満了までに新本部役員が選任されていない場合には、新本部役員の選任が終了するまでの間その職務を代行する。

本部役員に欠員が生じた場合には、別に定める選出規定により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

本部役員の解任は、全会員の3分の1以上の連署をもって解任要求をすることができる。

解任要求のあったときは、全会員の投票に付し、有効投票の過半数の同意があったときは解任される。なお、当人は投票の前に公開の場で弁明することができる。

第6章 会計監査

第28条（会計監査の任務と権限）

会計監査は本会会計を監査する。

第29条（会計監査の選出）

会計監査の選出は、別に定める選出規定による。

第30条（会計監査の任期と解任）

会計監査の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。ただし、再任に際しては本人の意思を尊重する。

任期満了までに新会計監査が選任されていない場合には、新会計監査の選任が終了するまでの間その職務を代行する。

会計監査に欠員が生じた場合には、別に定める選出規定により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

会計監査の解任は、全会員の3分の1以上の連署をもって解任要求をすることができる。

解任要求のあったときは、全会員の投票に付し、有効投票の過半数の同意があったときは解任される。なお、当人は投票の前に公開の場で弁明することができる。

第7章 顧問

第31条（顧問）

本会は顧問をおくことができる。

第32条（顧問の任期と権限）

顧問は、会長の要請に基づき本会各機関に出席し、意見を述べるることができる。

第33条（顧問の委嘱と解任）

顧問は役員会の総意により決定し、会長が委嘱・解任する。第

34条（顧問の任期）

会長より委嘱された日より3月31日までとする。

第8章 会計

第35条（財源）

本会の経費は、会費・寄付金等をあてる。

第36条（会費）

会費は、別に定める会計規定により徴収する。

第37条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第38条（会計報告）

会計担当本部役員は、定期総会においてすべての財源・使途・主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告をしなければならない。

第39条（会計監査）

会計監査は、会計担当者の報告する会計についてその正当性を確認した上、定期総会において報告しなければならない。

第40条（会計細則）

その他会計に関する細目については、別に定める会計規定による。

第41条（弔慰金・旅費および諸手当の細則）

本会の弔慰金・旅費および諸手当の基準・支給等に関しては、別に定める弔慰金・旅費及び諸手当規定による。

第9章 学級委員

第42条（学級委員の任務と権限）

学級委員の任務と権限は次のとおりとする。

1. 学級委員は学級の代表とし、運営委員会に出席する。
2. 学級委員は各専門部に所属する。その細目については別に定める専門部規定による。
3. 各学年の学級委員より学年長・副学年長を各1名選出する。
4. 各学年の親睦を図る。
5. 学級における諸問題に対し、学級担任と連携を取りながら対応する。

第43条（学級委員の選出）

学級委員は、本校に在勤する教職員を除く会員より選出する。その細目については別に定める選出規定による。

第44条（学級委員の任期と解任）

学級委員の任期は、選出日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。ただし、再任に際しては本人の意思を尊重する。

学級委員に欠員が生じた場合には、別に定める選出規定により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

学級委員の解任は、該当学級会員の3分の1以上の連署をもって解任要求をすることができる。

解任要求のあったときは、該当学級会員の投票に付し、有効投票の過半数の同意があったときは解任される。なお、当人は投票の前に公開の場で弁明することができる。

第10章 愛護委員

第45条（愛護委員の任務と権限）

各地区における児童の安全を守り、心身の健全なる成長を援助するため、愛護部会を構成し次の事項を実施する。

1. 登下校時の安全確保に関する事項を企画運営する。
2. 校区内の安全で健全な生活環境確保のための活動をする。
3. 長期休暇時の健康増進のための活動を援助する。
4. 愛護委員三役（部長・副部長・書記）は運営委員会に出席する。
5. その他、地区における諸問題に対応する。

第46条（愛護委員の選出）

愛護委員は、本校に在勤する教職員を除く会員より選出する。その細目については別に定める選出規定による。

第47条（愛護委員の任期と解任）

愛護委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。ただし、再任に際しては本人の意思を尊重する。

任期満了までに新愛護委員が選任されていない場合には、新愛護委員の選任が終了するまでの間その職務を代行する。

愛護委員に欠員が生じた場合には、別に定める選出規定により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

愛護委員の解任は、愛護委員担当地区会員の3分の1以上の連署をもって解任要求をすることができる。

解任要求のあったときは、愛護委員担当地区会員の投票に付し、有効投票の過半数の同意があったときは解任される。なお、当人は投票の前に公開の場で弁明することができる。

第11章 賞 罰

第48条（表彰）

本会の組織発展や活動上特に功労があった者、また本会の名誉を高揚する行為のあった者に対しては、別に定める表彰規定により表彰することができる。

第49条（懲罰事項）

本会で次の事項があったときは、役員会で審議し運営委員会の承認を経て懲罰処分に付される。

1. 本会規約および議決に違反したとき。
2. 本会に納入すべき金品を偽って受領したり、本会の金銭を不当に使用したとき。
3. 本会の同意なしにある種の募金に応募するよう勧誘したり、広告等をするため、本会の名称や役職名を使用したとき。
4. 会員が故意に役職名を詐称したとき。
5. 本会業務を遂行するにあたり、会員が不当に干渉したとき。
6. その他、本会の統制を乱し名誉を毀損する行為があったとき。

第50条（懲罰処分）

懲罰処分を次のとおりとする。

1. 訓 戒：本人の反省を求め将来の自戒を促す。
2. 解 任：本人の一切の役職を奪う。
3. 権利停止：一定期間、会員としての権利をなくする。
4. 罰 金：本会に与えた実質的金銭損失を弁済させる。

第12章 規 約

第51条（規約の改廃）

この規約は総会出席者の3分の2以上の賛成で改廃できる。

第52条（疑義の解決）

この規約並びに付属規定に疑義が生じたときは、役員会の裁定によるものとし、その裁定内容を記録保存する。

第13章 付 則

第53条（カンパの実施）

本会は、会員が災害等により多大な被害をこうむったとき、あるいは社会的に必要が生じた場合に、運営委員会の承認を得てカンパを行う。

第54条（犠牲者の救済）

本会活動により犠牲をこうむった会員に対する救済については、別に定める救済規定による。

この規約は、2000年1月1日	実施
この規約は、2014年9月18日	改定施行
この規約は、2018年5月17日	改定施行

宝塚市立末広小学校 PTA 議事規定

第1章 総則

第1条

この規定は PTA 規約第 14 条に基づき、総会の議事運営について定める。

第2章 議事日程

第2条

定期総会は、書面総会とする。

第3条

臨時総会の日程はその都度決定する。

第3章 議長・副議長

第4条

議長・副議長は、本校に在勤する教職員を除く会員の中から各 1 名を選出する。

第5条

議事の進行に関する一切の采配は議長が行う。

第6条

議長の決定に不満のあるときは、その決定に対し副議長に提訴することができる。

第7条

議長の決定に対する不満の提訴があったときには、副議長が議長を代行する。

第4章 議事運営

第8条

議事運営は原則として、次の順序で行う。

1. 議事宣言
2. 提案説明
3. 質疑応答
4. 討議
5. 採択

第9条

発言者は全て次のことを遵守しなければならない。

1. 発言は提案説明が終了するまで行わない。
2. 発言しようとする者は、挙手により議長の指名を得て行う。
3. 発言者は、氏名を明らかにしたあと発言する。
4. 発言は議長が宣言した議案外にわたらず、簡潔明瞭に行う。
5. 他人の発言中に発言したり、またはこれを妨害してはならない。
6. 議長が採決を行う旨を宣言した後は、当該課題に関する発言を行ってはならない。

第10条

動議の採択は、出席人員の4分の1以上の同意を必要とし、動議が採択されない場合は、自動的に廃案となる。

第11条

一議案が審議されているときは、次の動議以外は提案することができない。

1. 休会の動議
2. 無期延期の動議
3. 先決問題の動議
4. 一時延期の動議
5. 付託または再託の動議
6. 修正または再修正の動議
7. 審議打ち切り、即決採決の動議

第12条

次の動議は討議することができない。

1. 休会の動議
2. 無期延期の動議
3. 一時延期の動議
4. 審議打ち切り、即決採決の動議

第13条

採決は次の要領で行う。

1. 採決に当たり議長は問題点を明らかにし、修正案、再修正案のある場合は、再修正案・修正案・原案の順に採決を行う。
2. 採決の方法は拍手・挙手・起立・無記名投票とし、その選択は議長が行う。

第5章 総会運営委員

第14条

総会の進行を円滑にするため総会運営委員を設ける。

第15条

総会運営委員は3名とし、会員中より運営委員会の推薦により決定する。

第16条

総会運営委員は、総会の資格審査・議事進行・提出議案の整理および投票の管理にあたる。

第17条

総会運営委員は、議長並びに本部役員と総会の運営について折衝する。

この規定は、2000年1月1日 実施

宝塚市立末広小学校 PTA 選出規定

第1章 総 則

第1章（総則）

この規定は、PTA 規約第19条・第26条・第27条・第29条・第30条・第43条・第44条・第46条・第47条に基づく選出について定める。

第2章 選出委員会

第2条（選出委員会の任務）

本部役員の選出に関する業務を行うため、選出委員会を設ける。

第3条（選出委員の選出）

選出委員は6年生の学級委員全員で構成する。

なお、選出委員会の正副委員長（各1名）は委員の互選により決定する。

第4条（選出委員の任期）

選出委員の任期は、就任日から翌年3月31日までとする。

第3章 本部役員選出

第5条（選出手順）

本部役員選出は次の手順により行う。

1. 選出委員会が記名式の自薦用紙と配慮申請書を1～5年生の家庭に配布する。
2. 自薦した会員、または出席を希望する会員を対象とする説明会を行う。
なお、自薦した会員や、出席を希望する会員がいない場合は、説明会を中止とする。
3. 説明会後に、本部役員全員と補欠全員が全て決まらない場合、対象除外者を除く全会員による抽選を行う。
4. 抽選にて選ばれた会員を対象とする最終選出会議を行う。
5. 最終選出会議で決まらない場合、その会議内で抽選を行う。

第6条（本部役員候補者）

本部役員候補者は、次の対象除外者を除く全会員とする。

1. 本校に在勤する教職員
2. 6年生にのみ在籍児童を持つ会員
3. 新学年当初から会員資格を失うことが確定している会員
4. 本部役員経験者

5. 本年度を含む過去3年間の愛護委員三役
ただし、第4項・第5項の対象除外会員のうち、本人の意思により候補者となることを承諾した者は選出候補となる。
6. 本年度選出委員
ただし、繰り上がらなかった、前年度以前の愛護委員三役補欠・兄弟児が在籍している本年度選出委員（6年生学級委員）補欠は、選出対象となる。

第7条（本部役員選出における配慮）

選出委員会が定める期日までに配慮申請書を提出し、それが妥当であると選出委員会が認めた場合、その会員は本部役員選出の対象除外者となる。

第8条（最終選出会議）

最終選出会議の構成は次のとおりとする。

1. 候補者
2. 選出委員
3. 本部役員

第9条（選出）

最終選出会議では、候補者の互選にて次の順に選出する。

会 長	・・・1名
副会長	・・・2名
会 計	・・・2名
書 記	・・・2名
補 欠	・・・5名

補欠は本部役員に欠員が出た場合、自動的にその役職に就任する。なお、補欠5名は繰り上げ順位を決めておく。

第10条（抽選）

公開抽選とし、選出委員、本部役員が立ち会う。開催日時と場所、抽選人数は事前に全家庭に通知する。抽選で選ぶ人数は必要人員の3～5倍程度とし、その年の状況などを考慮して選出委員会が決定する。

第4章 会計監査選出

第11条（選出）

会計監査は、本年度会計が自動的に就任する。

第12条（欠員の補充）

会計監査に欠員が生じた場合には、前年度の本部役員および会計監査の互選により補充する。

本部役員選出会議の時点で、欠員が生じることが判明している場合には、本部役員選出会議終了後直ちに補充選出を行う。

第5章 学級委員選出

第13条（選出時期）

各年度当初に、学級委員候補者の中から選出する。

第14条（自薦者不足時の公開抽選）

公開抽選の進行は、前年度本部役員が行う。

第15条（学級委員候補者）

学級委員候補者は、次の対象除外者を除く全会員とする。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 本校在勤の教職員 | 4. 本部役員経験者 |
| 2. 本部役員 | 5. 前年度愛護委員三役 |
| 3. 愛護委員三役 | 6. 前年度学級役員 |

ただし、繰り上がらなかつた、本部役員補欠・前年度愛護委員三役補欠・前年度学級委員補欠は、選出対象となる。また、第4項・第5項・第6項の対象除外会員のうち、本人の意思により候補者となることを承諾したものは選出候補となる。

第16条（学級委員選出における配慮）

役員会が定める期日までに配慮申請書を提出し、それが妥当であると役員会が認めた場合、その会員は学級委員選出の対象除外者となる。

第17条（選出）

学級委員候補者の互選にて、次の順に選出する。

- | | |
|---------|------|
| 1. 学級委員 | : 2名 |
| 2. 補欠 | : 1名 |

第18条（候補者不足の場合）

候補者が不在または不足する場合には、第15条の対象除外者のうち第1項～第4項以外の会員から選出する。

第19条（補足）

原則として、各児童につき1回は引き受けるものとする。従って、学級委員候補者の内、対象児童の学年での学級委員未就任者から優先して選出する。

第6章 愛護委員選出

第20条（選出時期）

毎年1月末までに選出する。

第21条（愛護委員候補者）

愛護委員候補者は、本校在勤の教職員・愛護委員経験者・本部会長経験者・本部副会長経験者を除く全会員とする。

第22条（選出）

選出方法は次のとおりとする。

1. 愛護部にて定めた地区毎に愛護委員が愛護委員候補者の中から選出する。
2. 選出については、高学年の保護者の家庭から順に個別依頼する。
3. 各地区における委員の数は愛護部にて定める。
4. 原則として1世帯につき1回は引き受けるものとする。

第23条（候補者不足の場合）

候補者が不在または不足する場合には、愛護委員三役経験者・本部役員経験者を除く会員より優先的に選出する。

第24条（愛護委員三役）

愛護委員全員のうちから愛護委員三役および愛護委員三役補欠を選出する。

1. 部長 : 1名
2. 副部長 : 2名
3. 書記 : 1名
4. 愛護委員三役補欠 : 1名

ただし、愛護委員三役経験者および本部役員経験者はこれを免除する。

愛護委員三役補欠は愛護委員三役に欠員が出た場合、自動的に愛護委員三役に就任する。

第25条（欠員の補充）

欠員が出た時には、第21条・第22条・第23条に従い補充する。次の場合には、愛護委員を辞退し次の役職を優先する。

1. 本部役員
2. 会計監査

この規定は、	2000年1月1日	実施
この規定は、	2000年5月11日	改定実施
この規定は、	2014年9月18日	改定一部施行
	2015年4月1日	施行
	2016年5月18日	改定施行
	2019年5月16日	改定施行

宝塚市立末広小学校 PTA 専門部規定

第1章 総 則

第1条

この規定は、PTA 規約第20条・第23条・第42条に基づき、実施執行機関の専門部について定める。

第2章 専門部の種類

第2条（専門部の種類）

本会の活動を円滑にするため次の専門部を設ける。

1. 文化部
2. 人権部
3. 広報部
4. 保体部

第3章 専門部の役割と権限

第3条（文化部）

文化的交流を通して会員相互の親睦を深めるため、次の事項を実施する。

1. コミュニティ末広の構成員として末広夏まつりの企画運営に参画する。
2. ベルマーク活動を推進する。
3. その他、役割を実行する上で必要な事項に対応する。

第4条（人権部）

人権思想の啓発と、幸せに暮らせる社会作りを目指し、次の事項を実施する。

1. 人権啓発活動を推進する。
2. 思いやりの精神を育てる活動を企画運営する。
3. その他、役割を実行する上で必要な事項に対応する。

第5条（広報部）

PTA 活動の広報や会員相互のコミュニケーション促進を目的とし、次の事項を実施する。

1. 広報誌を発行し、本会の活動内容や学校の様子等を会員に伝える。
2. 情報発信を通して会員の PTA 活動への参加意識を高める。
3. その他、役割を実行する上で必要な事項に対応する。

第6条（保体部）

保健衛生の啓蒙活動を通し、他学年交流や会員相互の親睦を深めるため、次の事項を実施する。

1. 学校給食に対する理解を深め食生活についての啓蒙活動を企画運営する。
2. 運動や文化活動を通して親睦を深める活動を企画運営する。
3. その他、役割を実行する上で必要な事項に対応する。

第4章 専門部の構成

第7条（文化部の構成）

文化部は5・6年生の学級委員全員で構成し、5年生の委員より部長・副部長各1名を選出する。

第8条（人権部の構成）

人権部は3・4年生の学級委員で構成し、部長・副部長各1名を選出する。

第9条（広報部の構成）

広報部は3・4年生の学級委員で構成し、部長・副部長各1名を選出する。

第10条（保体部の構成）

保体部は1・2年生の学級委員全員で構成し、部長・副部長各1名選出する。

この規定は、2000年1月1日 実施

この規定は、2000年5月11日 改定実施

この規定は、2014年9月18日 改定

2015年4月1日 施行

宝塚市立末広小学校 PTA すえひろば規定

第1章 総 則

第1条（総則）

この規定は、PTA 規約第19条・第42条・第43条・第44条に基づき、すえひろば運営委員について定める。

第2章 すえひろば運営委員

第2条（すえひろば運営委員の任務）

すえひろば運営委員はすえひろば実行委員会に出席し、すえひろばの運営に関する事務を管理する。

第3条（すえひろば運営委員の任期）

すえひろば運営委員の任期は、選出日から翌年3月31日までとする。

第3章 すえひろば運営委員の構成

第4条（すえひろば運営委員の構成）

すえひろば運営委員は1・2年生の学級委員全員で構成し、リーダー・サブリーダー各1名を選出する。

この規定は、	2010年5月18日	実施
この規定は、	2014年9月18日	改定
	2015年4月1日	施行

宝塚市立末広小学校 PTA 会計規定

第1章 総 則

第1条

この規定は PTA 規約第36条・第40条に基づき、会計に関する事項を定めたものであり、本会の会計は規定および規約により行う。

第2条

会計は毎年3月31日で締め切り、決算を行う。

第3条

本会の財産および金銭は会計が管理する。

第2章 会計事務および帳簿

第4条

会計は会計伝票により処理する。

第5条

会計伝票は取引が正当であり、計算が正確であることを証明する書類を添付し、会計が捺印の上会長の承認を得る。

第6条

会計帳簿の記載は会計伝票に基づいて行う。

第7条

会計伝票の金額欄に記載する数字を改ざんまたは訂正することはできない。

第8条

会計伝票および帳票は、次の期間保存する。

1. 伝票 5年
2. 出納簿 5年
3. 決算に関する書類は必要に応じて適当な期間保存する。
4. 保存期間を経過した書類を廃棄するときは、役員会の承諾を必要とする。

第9条

PTA 会計の運営は予算の範囲内にて行う。

第3章 予 算

第10条

予算は収入と支出に関する一決算期予定額を計上する。

第11条

予算は役員会が科目別に作成し、総会の承認を得なければならない。

第4章 決 算

第12条

決算報告書は会計監査捺印の上会員に公表し、総会の承認を得なければならない。

第13条

決算報告書は収支決算書および財産内訳表をもって構成する。

第5章 一般会計

第14条

一般会計の経費は会費をあてる。

第15条

会費の徴収は次のとおりとする。

1. 会費は1家庭当たり月額300円とし、会計に納入する。
2. 当月の会員期間が10日未満の時は会費を免除する。
3. 会費の計算は、毎月1日から月末までとする。
4. 教職員を除く会員中給食費免除の会員については本会会費を免除する。

第16条

会計は会費徴収表を作成し、所定の用紙に人員・会費納入額を明瞭にする。第1

7条

本会はPTA規約第3条の目的達成と臨時支出を補うため特別会計を設ける。

第6章 特別会計

第18条

特別会計は、有志の寄付、その他収入を積み立てる。

第19条

特別会計の運用は総会の議決によらなければならない。ただし、救済規定による場合は、運営委員会の決定による。

第20条

特別会計の経理状況は総会で報告し、その承認を得なければならない。

第7章 物品会計

第21条

物品の保管責任者は、常に物品一覧表を作成し所在を明確にする。ただし、購入価格が50,000円未満のもの、その他事務用品等の消耗品は除く。

第22条

物品の保管責任者は物品の移動、処分などの事実があれば一覧表を訂正する。

第8章 会計監査

第23条

会計監査は6ヶ月毎に会計の状況について監査し、総会にて結果を会員に公表する。

第24条

会計監査は次の事項を行う。

1. 毎月の収支の状況。
2. 決算表に記載された金額と帳簿における残高または集計額との誤差の有無。
3. 予算の使用状況の可否。
4. 費用使途の可否。
5. 受領書その他証拠書類添付の有無。
6. 帳簿上における差し引き会計についての計算誤記の有無。
7. 収支科目誤記の有無。
8. 現金・預金の帳簿上における実際残高誤記の有無。
9. 本会所有品に関する帳簿現物の照合。
10. その他、必要な事項。

この規定は、2000年1月1日 実施

この規定は、2014年9月18日 改定

2015年4月1日 施行

宝塚市立末広小学校 PTA 弔慰金・旅費および諸手当規定

第1章 総 則

第1条（総則）

この規定は、PTA 規約第41条に基づき、会員ならびに本会業務に従事する会員の弔慰金・旅費および諸手当について定める。

第2章 弔慰金

第2条（弔慰金）

弔慰金は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 会員死亡の場合 | 10,000 円 |
| 2. 児童死亡の場合 | 10,000 円 |
| 3. 教職員配偶者死亡の場合 | 10,000 円 |
| 4. 教職員の子ども死亡の場合 | 5,000 円 |
| 5. 児童の兄弟姉妹死亡の場合 | 5,000 円 |

なお、弔電・柩・会葬等の取扱については、その都度役員会で協議する。

第3章 旅 費

第3条（旅費の種類）

旅費とは、交通費・宿泊費・日当・食事料をいう。

第4条（交通費）

移動のため利用した交通機関の運賃は実費支給とする。

第5条（利用機関）

利用交通機関は次のとおりとする。

1. 原則として鉄道は普通、船舶は普通または特2とする。
ただし、役員会が特にやむを得ないと判断したときは、それ以上の等級の利用を認める。
2. タクシーおよび航空便は原則として認めない。
ただし、利用することが効果的かつ経済的な場合または緊急やむを得ないときは、会長または副会長の承認を得て利用することができる。

第6条（宿泊費）

宿泊を伴う業務は基本的に行わないので必要が生じた場合には、その都度役員会で協議する。

第7条（日当）

日当は支給しない。

第8条（食事料）

食事料は原則として支給しない。

1. 宿泊を伴う業務を行う場合には、その都度役員会で協議する。
2. 本会業務が長時間にわたる場合には、現物支給する場合がある。

第9条（旅費支給制限）

旅費を他団体から支給される場合は、あわせて支給しない。

第4章 諸手当

第10条（諸手当）

諸手当は原則として支給しない。

この規定は、2000年1月1日 実施

宝塚市立末広小学校 PTA 表彰規定

第1章 総 則

第1条（目的）

この規定は、PTA 規約第48条により、表彰についての基準を定める。

第2章 表彰の対象と方法

第2条（表彰の対象）

次のいずれかに該当するものを表彰する。

1. 本会の発展のために特別な功労のあったもの
2. 本会の名誉を著しく高めたもの
3. 永年、本会活動に従事したもの
4. その他、上記に準ずるもの

第3条（表彰の方法）

表彰の方法は次のとおりとする。

1. 表彰は原則として総会で行う。ただし、運営委員会の決定により、総会以外ので表彰することもできる。
2. 表彰は、表彰状と金一封または記念品を、会長が本会を代表して本人に贈呈する。

第3章 表彰の基準・決定

第4条（表彰の基準）

表彰の審査および表彰内容は、役員会の具申に基づき運営委員会において審査・決定し、会員に報告する。

この規定は、2000年1月1日 実施

宝塚市立末広小学校 PTA 救済規定

第1章 総則

第1条（目的）

この規定は、PTA 規約第 54 条に基づき、PTA 活動のため犠牲になった会員及びその家族の救済を行う事を目的とする。

第2章 救済の基準

第2条（救済の基準）

会員が PTA 活動（会議等会場場所へ集合、または会場場所から学校もしくは自宅に移動する経路上も含む）のための、次の犠牲をこうむった場合に救済を行う。なお、経路上における災害は兵庫県 PTA 安全会会則に準ずる。

1. 負傷および疾病にかかった場合。
2. 死亡の場合。
3. 不当な行政上、司法上の処分を受けた場合。
4. その他、特に救済の必要があると本部役員が認めた場合。

第3章 救済委員会

第3条（救済委員会）

救済に関する業務を行う必要性が生じた場合は、救済委員会を設ける。

第4条（救済委員会の性格と構成）

救済委員会は、運営委員会により選出された会員 4 名で構成し、救済の適用、査定を運営委員会に提案する。

第4章 救済の決定

第5条（救済の決定）

救済は、救済委員会の提案に基づき、運営委員会にて審議の上決定する。

この規定は、2000年1月1日 実施
2016年5月18日 改定施行

宝塚市立末広小学校 PTA 個人情報保護規定

第1条（目的）

末広小学校 PTA（以下本会とする）が保有する個人情報の適切な取り扱いに関して、学級委員名簿、各種会合の参加者名簿などの取り扱いについて定めるものとする。

第2条（管理者）

本会で取り扱う名簿の管理者は会長とする。

第3条（取扱者）

名簿の取扱者は、本部役員、学級委員、愛護委員とする。第

4条（収集）

個人情報を収集するときは、利用目的を明示する。また、要配慮情報は原則として収集しない。

第5条（利用）

個人情報は、会員間の連絡など本会の運営に利用する。

第6条（管理）

個人情報の記載された名簿は施錠された場所に保管し、利用目的に沿ってのみ利用する。データベースとして電子化する場合は、パスワードなどが設定された PC もしくは指定された記録媒体のみに記録し、施錠された場所などで管理する。PC はウイルスの感染を防止するなどの情報保護に努める。

第7条（開示）

管理者は、本人から個人情報の開示、利用停止、修正、削除を求められたときは適切に対応する。

第8条（廃棄）

個人情報の目的が終了した際は、速やかに名簿や電子データを廃棄する。廃棄については管理者が確認する。

第9条（事故対応）

取扱者は、個人情報の漏えいの可能性がある場合は直ちに管理者に報告する。

第10条（研修）

本会においては、取扱者に対して定期的に本規定についての説明を行う。

この規定は、2021年4月1日 実施

宝塚市立末広小学校 PTA 規約・規定集

2021 年 4 月 1 日 発行

宝塚市立末広小学校 PTA 本部